

令和6年度

工事名： 仲嵩11号農道災害復旧工事

施工地名： 名護市字 伊差川 地内

工期： 令和6年5月 日 ~ 令和6年10月31日

特記仕様書

第1条 (土木工事等共通仕様書の適用)

本工事の施工に当たっては、沖縄県農林水産部制定の「土木工事等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

第2条 (土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項)

土木工事等共通仕様書に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。

			特記仕様書	名護市	
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		3	適用	1	本特記仕様書は、仲嵩11号農道災害復旧工事に摘要する。
		4	一般事項	1	本工事は、本特記仕様書及び図面に基づき施工するものとし、本特記仕様書に記載されていない事項は、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準(農林水産部制定)、コンクリート標準示方書及び労働基準法、その他関連法規、規定、参考図書に準じて施工しなければならない。 施工は、本特記仕様書、図面を優先し、土木工事等共通仕様書、土木工事施工管理基準、並びにその他の参考図書の順とする。
				2	請負者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議しなければならない。なお、監督職員への報告を怠って生じた損害はすべて請負者の負担とする。
		5	工事に必要な諸手続きについて	1	工事に必要な諸手続きについては、請負者の責任において関係人及び官公署と調整すること。
		6	疑義の解釈	1	請負者は、工事着手前に必要な調査、測量を行い、設計図書を確認するとともに、仕様書及び設計図書の記載事項に疑義を生じた場合はすべて監督職員と協議し、施工しなければならない。 なお、協議を怠って生じた損害は、すべて請負者の負担とする。
		7	現場事務所の設置	1	請負者は、工事現場内または現場付近に現場事務所を設置しなければならない。事務所には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。
		8	安全・訓練等の実施	1	安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書の規定によるものとする。

			特記仕様書	名 護 市													
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項												
		9	施工計画の策定	1	施工計画の策定にあたっては、周辺環境及び農業経営に十分考慮し、また、付近住民の生活環境を侵すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。												
		10	工事環境に対する計画	1	工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動、交通傷害等により地域住民と摩擦、トラブルを極力防止する、綿密な検討を施工計画書作成時に行うものとする。												
		11	土地借上	1	工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は請負者の責任において処理しなければならない。												
		12	民地への無断立入の禁止等	1	工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。工事用地以外の区域へ立入る場合は、必ず所有者の承諾を得ること。												
		13	ダンプトラック等による過積載の防止	1	工事用資機材等の積載超過がないようにし、さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプが工事現場に出入りすることがないようにすること。												
		14	使用機械及び資材	1	本工事に使用する機械、資材等は施工計画書に記載し、資材については、その形状、寸法、材質、強度、製造会社等について事前に承諾を得ること。												
		15	県産品の優先使用について	1	本工事に使用する資材等は、県内で産出又は製造され、その規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用しなければならない。												
		17	生コンクリート	1	JIS指定工場の生コンクリートを使用するものとする。												
				2	コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリート55%以下、無筋コンクリート60%以下とする。												
				3	なお、上記の条件を確保できない場合は、強度の規格を上げることにより、水セメント比の条件を確保するものとする。 (例： 18N/mm ² → 21N/mm ²)												
				4	コンクリートの耐久性向上対策については、別紙特記仕様書によるものとする。												
		18	再生資材の利用	1	請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。												
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシャーラン</td> <td>RC-40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生粒調砕石</td> <td>RM-40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生密粒度アスファルト</td> <td>13mm</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資材名	規格	備考	再生クラッシャーラン	RC-40		再生粒調砕石	RM-40		再生密粒度アスファルト	13mm	
資材名	規格	備考															
再生クラッシャーラン	RC-40																
再生粒調砕石	RM-40																
再生密粒度アスファルト	13mm																

			特記仕様書	名 護 市	
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		19	再生資源利用計画について	1	再生資源利用計画については、別紙特記仕様書によるものとする。
		20	建設廃材の処理について	1	建設廃材の処理については、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者の設置した処分場での処分とし、収集、運搬及び処分にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反しないように処理すること。
		21	残土処理について	1	残土処理場は請負者が選定し、周辺下流で土砂災害が発生しない場所で下流に水源地がないか、河川や水田等への赤土流出がないか等十分検討しなければならない。尚、事前に監督職員に残土処理場の確認を求めなければならない。
		22	赤土等流出防止対策	1	工事を施工するにあたり、赤土等流出防止には十分に配慮し、赤土等流出防止対策技術指針に基づいた施工をしなければならない。 赤土等流出防止の検討の際には着手前に現場の状況を把握し、対策の必要がある工種及びその期間について具体的に検討を行い、施工計画書に明記するものとする。
		23	赤土流出防止施設の維持管理について	1	(1) 降雨時には「見回り点検表」を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施設の点検補修を行うこと。 不測の事態により、赤土等の流出が起こった場合は、請負者は迅速に対策を行い、監督員に報告しなければならない。
		24	主任技術者,監理技術者	1	本工事を施工するにあたり、主任技術者又は、監理技術者を置かなければならない。
				2	主任技術者又は監理技術者は建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という)技術検定のうち検定科目を一級若しくは二級の土木施工管理技士、建設機械施工技士、又は技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者とする。
				3	4,500万円以上を下請契約して工事を施工する場合は、主任技術者に代えて専任の監理技術者を置くものとする。
				4	上記の監理技術者は、指定建設業「監理技術者資格者証」(以下「資格者」という)の交付を受けた者(直接的、かつ監理技術者講習を受けている者(直接的、かつ恒常的な雇用関係に有る者)でなければならない。
				5	監理技術者は資格者証を常に携帯し、発注者から請求があったときはこれを提示しなければならない。

			特記仕様書	名 護 市	
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		25	工事標示施設の設置	6 7 1	<p>6 監理技術者の氏名、資格名、登録者証交付番号を記載した標識を公衆の見やすい場所に提示しなければならない。</p> <p>7 現場代理人及び主任技術者は入札日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることを雇用保険証で証明し、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>1 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか工事区間の起終点に例に示す内容を記載した標示板を設置するものとする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>※色彩は、「ご迷惑おかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白とする。 ※縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ※工事期間、時間帯については、契約上の工期にとらわれることなく、実際の工事が終了する予定日、工事時間帯等を標示するものとする。 ※看板表面の素材は、原則として高輝度反射式又は同等以上のものとする。 使用しない場合については、主管課と協議すること。 ※時間帯は24時間表示とする。 ※内容に変更がある場合は、速やかに訂正すること。</p>
		26	設計図書	1	<p>1 請負者は(当初、変更)毎に観音製本図を提出しなければならない。</p> <p>A3(縮小版)……1部</p>

			特記仕様書	名 護 市	
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		27	完成図書	1	<p>請負者は、完成図書として下記のとおり、納品しなければならない。 なお、納品の事前に監督職員の承諾を得ることとする。</p> <p>(1) 完成図書 …………… 1式 (2) 完成図(青図観音開製本)A1版 …………… 1部 (3) " " A3縮小版 …………… 1部 (4) 完成図データ(CDorDVD) …………… 1部 (5) 工事作成全データ および 写真データ 一式 CDorDVD(オリジナルデータで提出) …………… 2部</p>
		28	工事の進捗状況 について	1	<p>請負者は毎月、月末に月報(進捗状況)を監督職員へ提出しなければならない。</p>
		29	排出ガス対策型建設 機械の使用について	1	<p>本工事における建設機械は、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。</p>
		30	保険関係について		<p>建設業退職金共済組合</p> <p>(1) その掛金収納書を契約後1ヵ月以内に契約者に提出する。 (2) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」との標識を掲示する。 (3) 未加入下請事業者に対する加入を指導する。</p>
		31	工事カルテの作成・登録 について	1	<p>請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注時・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない(ただし、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。) また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p>
		32	下請通知・施工体制台帳	1	<p>請負者は、下請通知書・施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。</p>
			下請業者の市内企業優先活用	1	<p>請負業者は、下請契約の相手方を市内企業(主たる営業所を名護市内に有するもの)から選定するように努めなければならない。ただし、これにより難しいときは、市内企業に代わり北部地域企業、県内企業の順に優先し選定するように努めなければならない。</p>
		33	創意工夫等実施状況	1	<p>請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時まで所定の様式により提出することができる。</p>

			特記仕様書	名 護 市	
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		34	目的物引渡し後のかし期間内における調査・報告等の義務	1	請負者は、工事請負契約書に定めるかし担保の期間内は、目的物の調査を年3回程度及び期間満了の1ヶ月前に最終報告を担当課及び担当係へ報告するものとする。また、目的物の減失・き損又は枯死等が確認された場合には、担当職員立会いの上、原因調査及び協議を行い、施工技術等に起因すると認められるときは、指定期間内に請負者の負担において補修を行わなければならない。
		35	工事用電力	1	本工事施工に必要な工事用電力及び事務所・宿舍等で使用する電力は、請負者が電力会社と直接契約し供給を受けるものとする。
		36	工事測量	1	本工事施工に必要な測量は、別途監督員が示す測量標に基づき請負者の責任において実施しなければならない。また発注者が設置した測量標は、請負者の責任において管理するものとし、監督員の承諾なく移設損傷してはならない。
			条件明示	名 護 市	

追加事項

1. 本事業は、農道、整備を図ることで、農業経営の安定化を図ることが最大の目的となっているため、工事の実施に際し、作物の収穫時期や植え付け時期等を最優先とし、調整を地権者並びに農業従事者と綿密に行わなければならない。
2. 本工事区域に隣接して、農地及び農業用施設があるため工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、土壌、水質汚染等）について十分留意し、支障のないよう取り計らわなければならない。
3. 本工事箇所隣接する、農地及び農業用施設の関係者、近隣住民（農家、区民、その他関係者）に細心の注意を払い対応すること。（迂回路がないため、要調整）
4. 請負者は毎週1回工程会議を実施するものとし、週間工程表、進捗状況確認資料等を作成し、工程会議で監督員に提出するものとする。
5. 事後処理については一切認めない。また、材料検査や確認・立会等も事前に願書を提出すること。
6. 施工に際し請負者は、支障となる物件（地下埋設物、占用物件）の管理者と、立会いのもとで当該物件の調査、確認を行い保安対策等を協議し、事故防止に努めなければならない。（農業用水管復旧の打合せあり）
7. 現場内に設置されている用地境界杭は、工事により撤去した場合は、元の位置に復旧するものとする。
8. 本工事にて使用する盛土及び埋戻し材は、現場発生土を使用することを基本とするが、事前に盛土材の埋戻し材に適しているか確認できる土質試験を行い、監督員の承諾を得るものとする。
9. 再生資源化に要する費用は再資源化受入施設から、運搬費と処分費の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再生資源化に要する費用の変更は行わない。
10. この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

コンクリート耐久性向上対策特記仕様書

第 1 条 (適用工種)

塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策は、下記項目によるものとする。

- (1) 塩化物総量規制は、鉄筋コンクリート構造物(用心鉄筋を含む)を対象とする。
- (2) アルカリ骨材反応は、有筋、無筋に関係なく行うものとする。

第 2 条 (コンクリート中の塩化物総量規制)

前第1条に示す構造物は、次に示す塩化物総量規制を満足するものでなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量は、 $0.3\text{kg/m}^3(\text{cl重量})$ とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量は、 $0.3\text{kg/m}^3(\text{cl重量})$ とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れのある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料が無い場合は、 $0.3\text{kg/m}^3(\text{cl重量})$ とする。

特記仕様書

名 護 市

第 3 条 (塩化物総量の測定)

塩化物総量の測定は、請負者の責任において行うものとし、測定は原則としてコンクリートの打設前(グラウト注入前)に行い、測定器具、測定方法は次によるものとする。

- (1) 測定器は、その性能について(財)国土開発技術研究センターの評価を受けたものを用いる。
- (2) 測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されず、又、測定結果に悪影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着がないように洗浄した後、表面水分を取除いたものを用いる。
- (3) 測定方法

[a] 資料の採取

資料は、JIS1115(固まっていないコンクリートの資料採取方法)に従い必要量を採取するものとする。

[b] 測定

採取した資料は、十分攪拌した後、それぞれ測定に必要な量を採り分ける。(一回の検査に必要な測定回数は3回とし、判定はその平均値で行う。)

[c] コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3回の測定平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$C_w = K \cdot W_w \cdot X / 100 \quad (\text{kg/cm}^3)$$

C_w : フレッシュコンクリート単位体積当りの塩化物含有量 ($\text{kg/cm}^3, \text{cl重量換算}$)

K : 測定器に表示される換算物質の違いを補正する為の係数 (clでは1.00, Naclでは0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量 (kg/m^3)

X : 3回の測定値の平均値 (ブリージング水のcl又はNacl・換算塩化物濃度(%))

第 4 条 (塩化物の測定回数)

塩化物の測定回数は下記によるものとする。

- (1) コンクリートの打設が午前、午後にまたがる場合は1日につき2回以上(午前・午後)打設前に行うものとする。但し、打設量が少量で、半日で打設が完了する場合は、1回でよい。
- (2) コンクリートの種類(材料、配合等)や工場が変わる場合は、その都度1回以上の測定を行うものとする。

第 5 条 (塩化物の測定結果の判定)

塩化物の測定結果の判定は、測定ごとに行うものとし、それぞれの測定における3回の測定の平均値が前第2条に示す塩化物量以下でなければ打設してはならない。

第 6 条 (塩化物の測定結果の報告)

測定の結果は、別表(コンクリート中の塩分測定表)を取りまとめの上報告しなければならない。又、工事途中においても監督職員より測定結果の提出を求められた時は、直ちに応じなければならない。

第 7 条 (アルカリ骨材反応対策)

前第1条に示す工種種別はアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。なお、土木構造物については(1)、(2)を優先する。また、使用骨材が変わる場合は、その都度対策を講じなければならない。

- (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制

アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1 m^3 に含まれるアルカリ総量を Na_2O 換算〔試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値(Na_2O 換算値%) / 100 × 単位セメント量(配合表に示された値 kg/m^3) + 0.53 × (骨材中の NaCl %) / 100 × (当該単位骨材量 kg/m^3) + 混和剤中のアルカリ量 kg/m^3 〕で3.0 kg 以下にする。

防錆剤等使用量の多い混和剤を用いる場合には、上式を用いて計算すればよい。なお、AE剤、AE減水剤等のように使用量の少ない混和剤を用いる場合には、簡易的にセメントのアルカリ量だけを考えて、セメントのアルカリ量 × 単位セメント量が2.5 kg/m^3 以下であることを確かめればよいものとする。

- (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用

JIS R 5211 高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213 フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]、もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。

- (3) 安全と認められる骨材の使用

骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)^{注)}の結果で無害と確認された骨材を使用する。

注) 試験方法は、JIS A 1145 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146 骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。

第 8 条 (アルカリ骨材反応対策の報告)

前第7条によって決定した対策は、関係書類を添付し監督職員に報告しなければならない。

第 9 条 (その他)

本対策の適切な施工を確認するため、必要に応じ骨材の抜取り試験を行わせる場合がある。

第 10 条 (コンクリート二次製品における塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応対策)

本工事に使用するコンクリート二次製品は、塩化物総量規制については製造工場での管理データや製造時の検

査表等によって、塩分量が規制値以下であったこと、又、アルカリ骨材対策は、製造業者に前第7条のどの対策によっているかを報告させ、共に適合しているものを使用する。なお、その登録を別表(二次製品<塩化物総量規制・アルカリ骨材対策>記録表)に取りまとめ提出するものとする。

再生資源利活用特記仕様書

1. 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)を遵守し適正に処理しなければならない。
2. 工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。(下請者への告知)
3. 工事受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
4. 工事受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に、「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
5. 本工事で発生した建設資材廃棄物は、沖縄県が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設で処理すること。
6. 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記5.に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。

別紙

- (1) 再資源化報告書様式
- (2) 再生資源利用計画書(実施書)様式
- (3) 再生資源利用促進計画書(実施書)様式
- (4) 告知書様式

再資源化等報告書

令和 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料)

※ 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合等

- 再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)
 再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

告知書

令和 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①届出書 (様式第 号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表1 (建築物に係る解体工事)

別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

③その他の添付資料(添付する場合)

案内図

工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。